

明 細 書

発明の名称：口栓付紙容器

技術分野

[0001] 本発明は、牛乳やジュース等の液体飲料や液体洗剤等の液状物や、ゼリーやクリームなどの粘稠物、果実片等の固形状の食物をミックスした液体飲料等の液状物を収容するフラットトップ型頂部を有する口栓付紙容器に関する。

背景技術

[0002] 従来から、牛乳やジュース等の液体飲料や液体洗剤等の液状物や、ゼリーやクリームなどの粘稠物、果実片等の固形状の食物をミックスした液体飲料等の液状物を収容する容器として、上下に開口する四角筒形状の筒状胴部と該筒状胴部の上方開口を密封する平坦な頂部と前記筒状胴部の下方開口を密封する底部とからなる容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなる口栓付紙容器が広く使用されている。

[0003] このような、上面が平坦に形成された所謂フラットトップ型の頂部を有する口栓付容器は、近年種々の改良がなされており、例えば、口栓本体とキャップとからなるネジ式の注出口栓を、該口栓本体の先端と、平坦な上面の直近の短辺とを結ぶ仮想直線と上面との仰角が、液体用紙容器を傾けて液状物を注出する口栓本体の注出角より大きくなるような近傍の位置に装着したことにより、液状物の注出の際に、液状物が上面の前端部に接触して液垂れなどを起こすことを防ぐ液体用紙容器が知られている（例えば特許文献１参照。）。）。。

[0004] また、口栓から液状物を注ぎ出しやすいようにするものとして、図２０に示すように、４枚の側面パネルからなる胴部７１と、底部７２と傾斜した平坦な頂部７３とからなり、頂部７３が一对の水平で高さの違う平行な辺７４，７５と一对の傾斜した平行な辺７６，７７とからなる四角形からなる傾斜面となっており、頂部７３に口栓７８を取り付けた口栓付紙容器７０が知ら

れている（例えば特許文献2参照。）。

先行技術文献

特許文献

[0005] 特許文献1：特開2007-076674号公報

特許文献2：特開2005-35580号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0006] 特許文献1に記載されている液体用紙容器に例示されるような、四角筒形状の筒状胴部の上部にフラットトップ型の頂部を有する口栓付紙容器によれば、内部に収容している液状物の注出は、一般に容器本体を傾けて口栓から液状物の注出をしている。

このとき、容器本体内を口栓に向かって流れる液状物の流速にあっては、容器本体の胴部が四角筒形状であるため、傾斜した下側にある略直角を呈する胴部角部に接する液状物の流れに対する抵抗が大きく、そのため、液状物の上方部分の流速は速く、下方部分の流速は遅くなる。

[0007] そのため、液状物の注出にスムーズさを欠き、そして、液状物に比重の大きい固形物が含まれているような場合、例えば、粒入りのコーンスープや粒入りの蜜柑ジュースのような場合、固形物が下方に沈み胴部角部内に溜まり、その注出が困難となり、容器本体内に残留してしまうといった問題があった。

また、液状物が、ゼリーやクリームなどの粘稠物である場合、粘稠物が胴部の内面に張り付き、その注出が困難となり、容器本体内に残留してしまうといった問題があった。

[0008] また、図20に示す特許文献2に記載されている口栓付紙容器70によれば、一对の水平で高さの違う平行な辺74、75と一对の傾斜した平行な辺76、77とからなる四角形の傾斜面となっている頂部73に口栓78を取り付けたので、口栓付紙容器70を立てた状態で、傾斜した頂部73に傾斜

空間による空気溜まり 79 ができる（図 2 1 参照。）。この状態から、口栓付紙容器 70 を、傾斜した頂部 73 の低い方の辺 74 が下側に向くように傾斜させた状態にして液状物を注出すると（図 2 2 参照。）、容器本体 80 の内面で空気溜まり 79 が口栓 78 の開口の上部にかかり、口栓 78 の開口が液状物で塞がれず、液状物の注出に伴い口栓 78 の開口の上部より容器本体 80 に空気がよどみなく入り、空気溜まり 79 に直接抜けることになり、口栓 78 を流れる液状物の脈打ちが少なく抑えられ、液状物の注出が容易になる。

[0009] このような効果は、空気溜まり 79 にあって、液状物の液面 F と頂部 73 の内面との対面間隔が空いていることにより得られるものである。この対面間隔の距離が短いと、口栓 78 の開口に空気溜まり 79 がかった状態で液状物を抽出することができる口栓付紙容器 70 の傾け角度が小さくなる。そうすると、液状物の注出が少しずつしか行えず、液状物を素早く注出することができない。また、口栓 78 の開口に空気溜まり 79 がかった状態で液状物を注出することができる口栓付紙容器 70 の傾け角度の範囲も狭くなるため、口栓付紙容器 70 の傾け角度の調整が難しく、また誤って傾け角度を大きくしてしまうと液状物で口栓 78 の開口が塞がれて液状物の脈打ちが生じるので、液状物を容易に且つスムーズに注出することが難しくなる。このため、頂部 73 の傾斜角度は、口栓付紙容器 70 を大きく傾けても口栓 78 の開口に空気溜まり 79 がかかり、液状物を容易に且つ素早く抽出することができるように、液状物の液面 F と頂部 73 の内面との対面間隔が十分に空いた空気溜まり 79 を形成できる角度であることが望まれる。

しかし、反面、頂部 73 の傾斜を大きくすれば、傾斜の分だけ口栓付紙容器 70 の背が高くなるので、口栓付紙容器 70 の収納時や運搬時等に余計な場所を取ってしまったり、また、材料が余分に必要になるといった問題が生じる。

[0010] 本発明者等は、このような問題点を解決すべく試験研究を重ねた結果、本発明を為すに至った。

[0011] 本発明の目的は、容器本体からの液状物の注出をスムーズに行えるようにするとともに、容器本体内における液状物の残留を少なくすることができる口栓付紙容器を提供することにある。

課題を解決するための手段

[0012] 上記の目的を達成するために、請求項 1 に記載の発明は、正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な頂部とで構成される容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなり、前記口栓は、前記頂部における 4 つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第 1 頂部角部に近接した位置に設けられており、前記胴部は、前記正面パネル・前記右側面パネル・前記背面パネル・前記左側面パネル間に形成された 4 つの胴部角部の内、前記口栓が設けられた第 1 頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の第 1 胴部角部に、前記第 1 頂部角部又は前記第 1 頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの低辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第 1 底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする 2 本の凹部形成用折線部に囲まれた第 1 凹部が形成されていることを特徴とする。

[0013] 請求項 1 に記載の発明によれば、前記口栓は、前記頂部における 4 つの頂部角部の内の、前記正面パネルの頂辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第 1 頂部角部に近接した位置に設けられているので、内部に収容している液状物の注出にあたって、前記容器本体を前記口栓が近接する前記第 1 頂部角部が下方となるように傾けて行うことにより、前記第 1 頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の前記第 1 胴部角部が樋状となって前記容器本体内の液状物を前記口栓方向に誘導させることができる。また、内容物が粘稠物である場合は、胴部内面に張り付いた粘稠物が胴部内面から剥がれ落ちて樋状の前記第 1

胴部角部に集めることができる。これにより液状物をスムーズに注出することができ、液状物の残留を減少させることができる。

[0014] また、前記第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の前記第1胴部角部に、前記第1頂部角部又は前記第1頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの底辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第1底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記2本の凹部形成用折線部に囲まれた第1凹部が形成されているので、前記第1胴部角部を内面側から見たとき、前記第1凹部によって前記第1胴部角部が穏やかな盛り上がりを形成することになる。

[0015] この盛り上がりにより前記第1凹部の前記第1頂部角部側の先端部分が前記口栓方向に向かって傾斜面となり、この傾斜面により液状物を注出する際の液状物の流速が増し、液状物をスムーズに注出することができ、液状物の残留を減少させることができることになり、特に、液状物が固形物を含むような場合や粘稠物である場合でもスムーズに注出することができ、液状物の残留を減少させることができる。

[0016] また、前記第1凹部によって形成される前記第1胴部角部の盛り上がりにより、前記第1胴部角部に平滑面が形成され、この平滑面と前記2本の凹部形成用折線部を挟んだ前記正面パネルと前記側側面パネルとの角度が大きくなるので、前記第1胴部角部に接する液状物の流れに対する抵抗は、従来の液体用紙容器における略直角を呈する胴部角部より小さくなり、液状物の流速を速くするとともに、液状物に固形物が含まれているような場合でも固形物が前記第1胴部角部に挟まったり、また、液状物が粘稠物である場合でも前記胴部の内面に張り付いてしまうといったようなことを効果的に抑えることができることになり、液状物が固形物を含むものである場合や粘稠物である場合でも、スムーズに注出することができ、液状物の残留を減少させることができる。

- [0017] 請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の、前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっていることを特徴とする。
- [0018] 請求項 2 に記載の発明によれば、前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっているので、液状物の注出に際し、前記第 1 頂部角部を下側に向けた状態で傾けると、前記第 1 頂部角部の対角線上にある背面パネルの頂辺と側面パネルの頂辺とにより形成される角部（以下、第 2 頂部角部という。）が上側になり、傾けたときの前記容器本体の頂部に形成される空気溜まりの頂点は第 2 頂部角部となる。
- [0019] これにより、前記第 1 頂部角部を下側に向けた状態で傾けたとき、液面と頂部内面との対面間隔が、頂部を同じ傾斜角度を有するように形成したときの図 2 1 に示す従来の口栓付紙容器に比べ大きくなる。この結果、液状物の注出に際し、前記口栓付紙容器を従来の口栓付紙容器よりも大きく傾けても、前記口栓の開口の上部と空気溜まりとの連通状態を維持することができ、液状物の脈打ちを抑えて液状物を注出することができるので、液状物の注出を容易に且つ素早くスムーズに行うことができる。
- [0020] 請求項 3 に記載の発明は、請求項 1 または 2 に記載の、前記第 1 凹部は、起点から終点までの長さが前記胴部における前記正面パネルの高さの 50% 以上であることを特徴とする。
- [0021] 請求項 3 に記載の発明によれば、前記第 1 凹部の起点から終点までの長さを前記正面パネルの高さの 50% 以上とすることにより、壁面からの固形物や粘稠物の剥離をより効果的に促すことができ、固形物や粘稠物をスムーズに注出することができる。また、起点から終点までの長さが高さの 50% 以上とすると、容器のアイキャッチ性が高めることができ、意匠性の高い容器とすることができる。
- [0022] 請求項 4 に記載の発明は、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の、前記第 1 凹部は、その水平方向の最広部位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の 10% 以上 30% 未満であることを特徴とする。
- [0023] 請求項 4 に記載の発明によれば、前記第 1 凹部は、その水平方向の最広部

位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の10%以上としているので、固形物などの内容物が角部に溜まったり、張り付いたりすることを防ぐことができ、内容物の残留を防いで、スムーズに注出することができる。また、前記第1凹部は、その水平方向の最広部位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の30%未満としているので、容器を成形する充填機内で容器を確実に把持することができ、容器の成形を安定して行うことができる。

[0024] 請求項5に記載の発明は、請求項1から4のいずれか1項に記載の口栓付紙容器であって、板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、前記胴部を形成するところの、胴部縦折線を介して接続している正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルと、前記頂部を形成するところの、前記正面パネル・背面パネルの上端に頂部横折線を介して接続している互いに対向する一対の頂面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの上端に頂部横折線を介して接続している互いに対向する一対の折面パネルと、前記頂面パネルと前記側面パネルの上端に封止部横折れ罫線を介してそれぞれ接続している封止パネルと、前記正面パネル・背面パネルの下端に底部横折線を介して接続している互いに対向する一対の底面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの下端に底部横折線を介して接続している互いに対向する一対の内面パネルとを備え、前記正面パネルの上端に接続している頂面パネルには、前記第1頂部角部となる、前記正面パネルの上端の頂部横折線と、前記頂面パネルと前記一対の折面パネルのうちのいずれか一方の折面パネルとの間に有する頂部縦折線との交点に近接した位置に口栓取付用開口部が形成されており、前記第1胴部角部を形成するところの、前記交点に繋がる前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の胴部縦折線は、前記交点又は前記交点から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線に向かって延在し、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一

方の側面パネルの底部横折線との交点に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記第1凹部を形成するところの2本の凹部形成用折線部を有する一枚のブランクシートから成形されていることを特徴とする。

[0025] 請求項5に記載の発明によれば、一枚のブランクシートから成形されているので容易に製造することができる。

[0026] 請求項6に記載の発明は、正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な四角形の頂部とで構成される容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなり、前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっており、前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられていることを特徴とする。

[0027] 請求項6に記載の発明によれば、前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっており、前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられているので、液状物の注出に際し、前記第1頂部角部を下側に向けた状態で傾けると、前記第1頂部角部の対角線上にある背面パネルの頂辺と側面パネルの頂辺とにより形成される角部（以下、第2頂部角部という。）が上側になり、傾けたときの前記容器本体の頂部に形成される空気溜まりの頂点は第2頂部角部となる。

[0028] これにより、前記第1頂部角部を下側に向けた状態で傾けたとき、液面と頂部内面との対面間隔が、頂部を同じ傾斜角度を有するように形成したときの図7に示す従来の口栓付紙容器に比べ大きくなる。この結果、液状物の注出に際し、前記口栓付紙容器を従来の口栓付紙容器よりも大きく傾けても、前記口栓の開口の上部と空気溜まりとの連通状態を維持することができ、液状物の脈打ちを抑えて液状物を注出することができるので、液状物の注出を

容易に且つ素早くスムーズに行うことができる。

発明の効果

[0029] 以上のように、本発明に係る口栓付紙容器によれば、本発明の技術を用いない容器に比べて容器本体からの液状物の注出をスムーズに行うことができるとともに、容器本体内における液状物の残留を少なくすることができる。

図面の簡単な説明

[0030] [図1]本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の第1例を示す右側面図である。

[図2]図1に示す口栓付紙容器の上方から見た斜視図である。

[図3]図2に示す口栓付紙容器の対角線側から見た斜視図である。

[図4]第1凹部の説明図である。

[図5]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図6]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図7]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図8]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図9]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図10]第1凹部の他例を示す説明図である。

[図11]液状物を注出するときの口栓の位置を示す説明図である。

[図12]液状物の注出状態を示す断面説明図である。

[図13]図1に示す口栓付容器の容器本体を成形するブランクシートを示す平面図である。

[図14]本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の第2例を示す右側面図である。

[図15]図14示す口栓付紙容器を上方から見た斜視図である。

[図16]図14示す口栓付紙容器を胴部対角線方向に見た斜視図である。

[図17]図16の概略縦断面説明図である。

[図18]液状物を注出する際に容器本体を傾けた状態を示す説明図である。

[図19]図14に示す口栓付容器の容器本体を成形するブランクシートを示す

平面図である。

[図20]従来の口栓付紙容器を上方から見た斜視図である。

[図21]図20の概略縦断面説明図である。

[図22]液状物を注出する際に容器本体を傾けた状態を示す説明図である。

発明を実施するための形態

[0031] 以下、本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の一例を、図面を参照して詳細に説明する。

図1乃至図13は本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の第1例を示すものであり、図1は第1例の口栓付紙容器を示す右側面図、図2は図1に示す口栓付紙容器の上方から見た斜視図、図3は図2に示す口栓付紙容器の対角線側から見た斜視図、図4は第1凹部の説明図、図5乃至図10は第1凹部の他例を示す説明図、図11は液状物を注出するときの口栓の位置を示す説明図、図12は液状物の注出状態を示す断面説明図、図13は図1に示す口栓付容器の容器本体を成形するブランクシートを示す平面図である。

[0032] 第1例の口栓付紙容器1は、正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5からなる四角筒状の胴部6と、胴部6の下方開口部を密封する底部7と、胴部6の上方開口部を密封する平坦な頂部8とで構成される容器本体9と、頂部8に設けられた口栓10とからなり、第1例では、容器本体9は、後述する一枚のブランクシートにより成形されている。

ここでいう平坦な頂部8とは、例えばゲートルトップ型のように頂部8が凸形状となっていないことを意味し、正面側と背面側の高さが異なり、傾斜面となっている頂部は平坦な頂部8に含まれる。

[0033] 頂部8に設けられた口栓10は、頂部8における4つの頂部角部11の内の、正面パネル2の頂辺2aと右側面パネル3、左側面パネル5のいずれかの頂辺3a、5aとにより形成される第1頂部角部11(A)に近接した位置に設けられている。第1例では、正面パネル2の頂辺2aと右側面パネル3の頂辺3aとにより形成されている。

ここでいう近接した位置とは、頂部8の中心位置から第1頂部角部11(

A) 側に寄った位置であり、近接した位置としては第1頂部角部11(A)に近いほど好ましい。

[0034] 胴部6は、正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5間に形成された4つの胴部角部12の内、口栓10が設けられた第1頂部角部11(A)を形成する正面パネル2と右側面パネル3との間の第1胴部角部12(A)に、第1頂部角部11(A)又は第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して底部7に向かって延在し、底部7における4つの底部角部13の内の、正面パネル2の底辺2bと右側面パネル3の底辺3bとにより形成される第1底部角部13(A)に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部14、15に囲まれた第1凹部16が形成されている。

[0035] 第1凹部16を形成する2本の凹部形成用折線部14、15は、第1例では、その起点Sを1頂部角部11(A)としているが、第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとして設定してもよい。起点Sを、第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置に設定する場合、起点Sは第1頂部角部11(A)から35mm以内の位置に設定することが好ましい。この範囲に基点Sを設定することにより、固形物や粘稠物をスムーズに注出することができる。

[0036] また、2本の凹部形成用折線部14、15の終点Eを第1底部角部13(A)としているが、第1底部角部13(A)に至るまでの間の位置に終点Eを設定してもよい。この場合、起点Sから終点Eまでの長さLが胴部6における正面パネル2の高さHの10%以上であれば、固形物や粘稠物の壁面からの剥離を促すことができるので好ましい。また、図4に示すように、起点Sから終点Eまでの長さLが高さHの50%以上であれば、壁面からの固形物や粘稠物の剥離をより効果的に促すことができ、固形物や粘稠物をスムーズに注出することができるのでより好ましい。また、起点Sから終点Eまでの長さLが高さHの50%以上とすると、容器のアイキャッチ性が高めるこ

とができ、意匠性の高い容器とすることができる。

[0037] また、第1凹部16は、その水平方向の最広部位の幅W1が、胴部6における正面パネル2の幅W2の10%以上30%未満であることが好ましい（図4参照。）。幅W1を幅W2の10%以上とすることにより、固形物などの内容物が角部に溜まったり、張り付いたりして内容物が残留することを防いで、内容物をスムーズに注出することができる。また、幅W1を幅W2の30%未満とすることにより、容器を成形する充填機内で容器を確実に把持することができ、容器の成形を安定して行うことができる。

[0038] また、第1例では、第1凹部16を形成する2本の凹部形成用折線部14, 15は、第1頂部角部11（A）と第1底部角部13（A）を結ぶ仮想線を中心に対称となっているが、左右対称でなくてもよい。

図5乃至図10は、2本の凹部形成用折線部14, 15で形成される第1凹部16の他例を示している。

[0039] また、第1例では、第1胴部角部12（A）と対角線上にある第2胴部角部12（B）に、第1頂部角部11（A）と対角線上にある第2頂部角部11（B）又は第2頂部角部11（B）から離れた位置を起点Sとし、起点Sから背面パネル4と左側面パネル5に分岐して底部7に向かって延在し、背面パネル4の底辺4bと左側面パネル5の底辺5bとにより形成される第2底部角部13（B）に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部17, 18に囲まれた第2凹部19が形成されている。

[0040] このように構成された口栓付紙容器1は、容器本体9の胴部6における第1胴部角部12（A）に、第1頂部角部11（A）又は第1頂部角部11（A）から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して底部7方向に向かって延在し、第1底部角部13（A）に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部14, 15に囲まれた第1凹部16が形成されているので、第1胴部角部12（A）を内面側から見たとき、第1凹部16によって第1胴部角部12（A）が穏やかな盛り上がり20が形成され、第1凹部16における第1頂部角部1

1 (A) 側の先端部分が口栓 10 方向に向かって傾斜面 21 となる (図 12 参照。)。

[0041] 内部に収容している液状物の注出に際しては、容器本体 9 を第 1 頂部角部 11 (A)、第 1 胴部角部 12 (A) が下方となるように傾けて行うことにより (図 11、図 12 参照。)、第 1 胴部角部 12 (A) が樋状となって容器本体 9 内の液状物を口栓 10 方向に誘導し、液状物をスムーズに注出させる。

[0042] そして、樋状となる第 1 胴部角部 12 (A) には、第 1 凹部 16 による盛り上がり 20 が形成される第 1 頂部角部 12 (A) 側の先端部分が口栓 10 方向に向かって傾斜面 21 となっているので、容器本体 9 内を口栓 10 方向に向かって流れる液状物は、この傾斜面 21 により液状物の流速が増し、液状物をスムーズに注出させる。

[0043] また、第 1 凹部 16 によって形成される第 1 胴部角部 12 (A) の盛り上がり 20 により、第 1 胴部角部 12 (A) に平滑面 22 が形成され、この平滑面 22 と 2 本の凹部形成用折線部 14, 15 を挟んだ正面パネル 2 と右側面パネル 5 との角度が大きくなるので、第 1 胴部角部 12 (A) に接する液状物の流れに対する抵抗は、従来の液体用紙容器における略直角を呈する胴部角部より小さくなり、液状物の流速を速くするとともに、液状物が固形物を含むような場合でも固形物が第 1 胴部角部 12 (A) に挟まったり、また、液状物が粘稠物である場合でも胴部 6 の内面に張り付いてしまうといったようなことを効果的に抑えることができることになる。

[0044] また、第 1 例では、第 1 胴部角部 12 (A) と対角線上にある第 2 胴部角部 12 (B) に、第 1 頂部角部 11 (A) と対角線上にある第 2 頂部角部 11 (B) 又は第 2 頂部角部 11 (B) から離れた位置を起点 S とし、起点 S から背面パネル 4 と左側面パネル 5 に分岐して底部 7 に向かって延在し、背面パネル 4 の底辺 4 b と左側面パネル 5 の底辺 5 b とにより形成される第 2 底部角部 13 (B) に至るまでの間の位置で繋がり終点 E とする 2 本の凹部形成用折線部 17, 18 に囲まれた第 2 凹部 19 が形成されていること

から、注出時に、容器本体 9 を持ったとき、第 2 胴部角部 1 2 (B) が手の平側に向き、第 2 胴部角部 1 2 (B) の第 2 凹部 1 9 が手の平に当たるので、角部による痛感がなく持ち易く、しっかりと把持することができる。

[0045] 図 1 3 は、第 1 例の口栓付紙容器 1 を成形するブランクシート 3 0 A の一例を示す。

ブランクシート 3 0 A は、板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、胴部縦折線 3 1, 3 2, 3 3 を介して胴部 6 を形成するところの正面パネル 2、右側面パネル 3、背面パネル 4、左側面パネル 5 が接続している。

[0046] 正面パネル 2、背面パネル 4 の上端には、頂部横折線 3 4, 3 5 を介して頂部 8 を形成するところの、互いに対向する一対の頂面パネル 3 6, 3 7 が接続し、右側面パネル 3、左側面パネル 5 の上端には頂部横折線 3 8, 3 9 を介して頂部 8 を形成するところの、互いに対向する一対の折面パネル 4 0, 4 1 が接続している。折面パネル 4 0, 4 1 には、頂部斜折線 4 2, 4 3 が付与されている。また、頂面パネル 3 6, 3 7 と折面パネル 4 0, 4 1 の上端には、封止部横折線 4 4, 4 5, 4 6, 4 7 を介して封止パネル 4 8, 4 9, 5 0, 5 1 が接続している。

[0047] 正面パネル 2、背面パネル 4 の下端には、底部横折線 5 2, 5 3 を介して底部 7 を形成するところの、互いに対向する一対の底面パネル 5 4, 5 5 が接続し、右側面パネル 3、左側面パネル 5 の下端には、底部横折線 5 6, 5 7 を介して底部 7 を形成するところの、互いに対向する一対の内面パネル 5 8, 5 9 が接続している。

さらに、ブランクシート 3 0 A の一側開放端縁には、サイドシール縦折線 6 0 を介してブランクシート 3 0 A の他側開放端縁にシールされるサイドシールパネル 6 1 が接続している。

[0048] このように構成された、ブランクシート 3 0 A の正面パネル 2 の上端に接続している頂面パネル 3 6 には、第 1 頂部角部 1 1 (A) となる、正面パネル 2 の頂部横折線 3 4 と、頂面パネル 3 6 と折面パネル 4 0 との間に有する

頂部縦折線 6 2 との交点 6 3 に近接した位置に口栓取付用開口部 6 4 が形成されている。

なお、ブランクシート 3 0 A が、板紙素材とシーラントとの間にアルミシートを積層して形成されている場合には、ブランクシート 3 0 A の板紙素材の部分をカットし、アルミシート部分を残した状態にして形成しても良い。

[0049] また、第 1 胴部角部 1 2 (A) を形成するところの、交点 6 3 に繋がる正面パネル 2 と右側面パネル 3 との間の胴部縦折線 3 1 は、交点 6 3 又は交点 6 3 から僅かに離れた位置を起点 S とし、起点 S から正面パネル 2 と右側面パネル 3 に分岐して、正面パネル 2 の底部横折線 5 2 と右側面パネル 3 の底部横折線 5 6 に向かって延在し、正面パネル 2 の底部横折線 5 2 と右側面パネル 3 の底部横折線 5 6 との交点 6 5 に至るまでの間の位置で繋がり終点 E とする第 1 凹部 1 6 を形成するところの 2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 を有している。

[0050] また、本例では、第 1 胴部角部 1 2 (A) と対角線上にある第 2 胴部角部 1 2 (B) を形成するところの、背面パネル 4 と左側面パネル 5 との間の胴部縦折線 3 3 は、背面パネル 4 の頂部横折線 3 5 と、頂面パネル 3 7 と折面パネル 4 1 との間に有する頂部縦折線 6 6 との交点 6 7 を起点 S とし、起点 S から背面パネル 4 と左側面パネル 5 に分岐して、背面パネル 4 の底部横折線 5 3 と左側面パネル 5 の底部横折線 5 7 に向かって延在し、背面パネル 4 の底部横折線 5 3 と左側面パネル 5 の底部横折線 5 7 との交点 6 8 に至るまでの間の位置で繋がり終点 E とする第 2 凹部 1 9 を形成するところの 2 本の凹部形成用折線部 1 7, 1 8 を有している。

[0051] 本例では、第 1 凹部 1 6 を形成するところの、2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 の起点 S にあっては、正面パネル 2 の頂部横折線 3 4 と、頂面パネル 3 6 と折面パネル 4 0 との間に有する頂部縦折線 6 2 との交点 6 3 を起点 S としているが、交点 6 3 から僅かに離れた位置を起点 S としてもよい。

また、2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 の終点 E にあっては、正面パネル 2 の底部横折線 5 2 と右側面パネル 3 の底部横折線 5 6 との交点 6 5 を終

点Eとしているが、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56との交点65に至るまでの間の位置であればよい。

[0052] また、第2凹部19を形成するところの、2本の凹部形成用折線部17、18の起点Sにあっても、背面パネル4の頂部横折線35と、頂面パネル37と折面パネル41との間に有する頂部縦折線66との交点67を起点Sとしているが、交点67から僅かに離れた位置を起点Sとしてもよい。

また、2本の凹部形成用折線部17、18の終点Eにあっては、背面パネル4の底部横折線53と左側面パネル5の底部横折線57との交点68を終点Eとしているが、背面パネル4の底部横折線53と左側面パネル5の底部横折線57との交点68に至るまでの間の位置であればよい。

[0053] 図1乃至図12は本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の第2例を示すものであり、図14は第2例の口栓付紙容器の右側面図、図15は図14示す口栓付紙容器を上方から見た斜視図、図16は図14示す口栓付紙容器を胴部対角線方向に見た斜視図、図17は図16の概略縦断面説明図、図18は液状物を注出する際に容器本体を傾けた状態を示す説明図、図19は図14に示す口栓付容器の容器本体を成形するブランクシートを示す平面図である。

第2例について、第1例と同一の構成については同一の符号を付して説明する。

[0054] 第2例の口栓付紙容器1は、第1例と同様に、正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5からなる四角筒状の胴部6と、胴部6の下方開口部を密封する底部7と、胴部6の上方開口部を密封する平坦な四角形の頂部8とで構成される容器本体9と、頂部8に設けられた口栓10とからなり、本例では、容器本体9は、後述する一枚のブランクシートにより成形されている。

[0055] 頂部8は、図14、図15に示すように、正面パネル2側が低く背面パネル4側が高い傾斜面となっている。頂部8の傾斜角 θ は 10° 以上 30° 以下であることが好ましい。傾斜角 θ が 10° 以上であると、後述するところ

の、液状物を注出する際に容器本体 9 を傾けたときに、口栓からの空気の抜けの良い空気溜まりを形成することができ、口栓 10 を流れる液状物の脈打ちを効果的に抑えることができる。傾斜角 θ が 30° 以下であると、液状物が飲料である場合に、口栓に直接口をつけて飲んでも、鼻が頂面に当たることなく、容易に飲むことができる。

また、頂部 8 の傾斜角 θ の上限値は、頂部 8 の傾斜に沿って傾斜している口栓 10 の上面上側端と頂部 8 の上側端、即ち、背面パネル 4 の頂辺 4 a の高さが一致する角度であることが好ましい。頂部 8 の傾斜角 θ が、頂部 8 の上側端、即ち、背面パネル 4 の頂辺 4 a が口栓 10 の上面上側端よりも高くなる大きな角度にしても、それにより形成される空気溜まりによる液状物の脈打ちを抑える効果に変化がなくなり、このような大きな角度にすると、その分口栓付紙容器 1 の背が高くなり、また、材料も多く掛かることになる。

[0056] 頂部 8 に設けられた口栓 10 は、第 1 例と同様に、頂部 8 における 4 つの頂部角部 11 の内の、正面パネル 2 の頂辺 2 a と右側面パネル 3、左側面パネル 5 のいずれかの頂辺 3 a, 5 a とにより形成される第 1 頂部角部 11 (A) に近接した位置に設けられている。本例では、第 1 頂部角部 11 (A) は正面パネル 2 の頂辺 2 a と右側面パネル 3 の頂辺 3 a とにより形成されている。

ここでいう近接した位置とは、頂部 8 の中心位置から第 1 頂部角部 11 (A) 側に寄った位置であり、近接した位置としては第 1 頂部角部 11 (A) に近いほど好ましい。

[0057] また、第 2 例では、第 1 例と同様に、胴部 6 は、正面パネル 2、右側面パネル 3、背面パネル 4、左側面パネル 5 間に形成された 4 つの胴部角部 12 の内、口栓 10 が設けられた第 1 頂部角部 11 (A) を形成する正面パネル 2 と右側面パネル 3 との間の第 1 胴部角部 12 (A) に、第 1 頂部角部 11 (A) を起点 S とし、起点 S から正面パネル 2 と右側面パネル 3 に分岐して底部 7 に向かって延在し、底部 7 における 4 つの底部角部 13 の内の、正面パネル 2 の底辺 2 b と右側面パネル 3 の底辺 3 b とにより形成される第 1 底

部角部 1 3 (A) に至るまでの間の位置で繋がり終点 E とする 2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 に囲まれた第 1 凹部 1 6 が形成されている。

[0058] 第 1 凹部 1 6 を形成する 2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 は、第 2 例では第 1 例と同様に、その起点 S を第 1 頂部角部 1 1 (A) としているが、第 1 頂部角部 1 1 (A) から僅かに離れた位置を起点 S として設定してもよい。起点 S を、第 1 頂部角部 1 1 (A) から僅かに離れた位置に設定する場合、起点 S は第 1 頂部角部 1 1 (A) から 3 5 m m 以内の位置に設定することが好ましい。

[0059] このように構成された口栓付紙容器 1 では、頂部 8 は、正面パネル 2 側が低く背面パネル 4 側が高い傾斜面となっており、口栓 1 0 は、頂部 8 における 4 つの頂部角部 1 1 の内の、正面パネル 2 の頂辺 2 a と右側面パネル 3 の頂辺 3 a とにより形成される第 1 頂部角部 1 1 (A) に近接した位置に設けられているので、液状物の注出に際し、第 1 頂部角部 1 1 (A) を下側に向けた状態で傾けると、第 1 頂部角部 1 1 (A) の対角線上にある背面パネル 4 の頂辺 4 a と左側面パネル 5 の頂辺 5 a とにより形成される第 2 頂部角部 1 1 (B) が上側になり、傾けたときの容器本体 9 の頂部 8 に形成される空気溜まり 2 3 の頂点は第 2 頂部角部 1 1 (B) となる (図 1 8 参照。) 。

[0060] これにより、第 1 頂部角部 1 1 (A) を下側に向けた状態で傾けたとき、液状物の液面 F と頂部 8 の内面との対面間隔が、頂部 7 3 を同じ傾斜角度を有するように形成したときの図 2 0 に示す従来の口栓付紙容器 7 0 に比べ大きくなる。この結果、液状物の注出に際し、口栓付紙容器 1 を従来の口栓付紙容器 7 0 よりも大きく傾けても、口栓 1 0 の開口の上部と空気溜まり 2 3 との連通状態を維持することができ、液状物の脈打ちを抑えて液状物を注出することができるので、液状物の注出を容易に且つ素早くスムーズに行うことができる。

[0061] また、第 2 例では、第 1 例と同様に、容器本体 9 の胴部 6 における第 1 胴部角部 1 2 (A) に、第 1 頂部角部 1 1 (A) 又は第 1 頂部角部 1 1 (A) から僅かに離れた位置を起点 S とし、起点 S から正面パネル 2 と右側面

パネル 3 に分岐して底部 7 方向に向かって延在し、第 1 底部角部 1 3 (A) に至るまでの間の位置で繋がり終点 E とする 2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 に囲まれた第 1 凹部 1 6 が形成されているので、第 1 胴部角部 1 2 (A) を内面側から見たとき、第 1 凹部 1 6 によって第 1 胴部角部 1 2 (A) に穏やかな盛り上がり 2 0 が形成され、第 1 凹部 1 6 における第 1 頂部角部 1 1 (A) 側の先端部分が口栓 1 0 方向に向かって傾斜面 2 1 となる (図 1 7 参照。)。

[0062] これにより、内部に収容している液状物の注出に際しては、容器本体 9 を第 1 頂部角部 1 1 (A)、第 1 胴部角部 1 2 (A) が下方となるように傾けて行うことにより、第 1 胴部角部 1 2 (A) が樋状となって容器本体 9 内の液状物を口栓 1 0 方向に誘導し、液状物をスムーズに注出させることができる。

[0063] そして、樋状となる第 1 胴部角部 1 2 (A) には、第 1 凹部 1 6 による盛り上がり 1 8 が形成される第 1 頂部角部 1 2 (A) 側の先端部分が口栓 1 0 方向に向かって傾斜面 2 1 となっているので、容器本体 9 内を口栓 1 0 方向に向かって流れる液状物は、この傾斜面 2 1 により液状物の流速が増し、液状物の注出時に口栓 1 0 を流れる液状物の脈打ちを少なく抑えることと相俟って、液状物をスムーズに注出させることができる。

[0064] また、第 1 凹部 1 6 によって形成される第 1 胴部角部 1 2 (A) の盛り上がり 2 0 により、第 1 胴部角部 1 2 (A) に平滑面 2 2 が形成され、この平滑面 2 2 と 2 本の凹部形成用折線部 1 4, 1 5 を挟んだ正面パネル 2 と右側面パネル 5 との角度が大きくなるので、第 1 胴部角部 1 2 (A) に接する液状物の流れに対する抵抗は、従来の口栓付紙容器における略直角を呈する胴部角部より小さくなり、液状物の流速を速くするとともに、液状物が固形物を含むような場合でも固形物が第 1 胴部角部 1 2 (A) に挟まったり、また、液状物が粘稠物である場合でも胴部 6 の内面に張り付いてしまうといったようなことを効果的に抑えることができることになる。

[0065] 図 1 9 は、第 2 例の口栓付紙容器 1 を成形するブランクシート 3 0 B の一

例を示す。

第2例のブランクシート30Bは、第1例のブランクシート30Aと同様に、板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、胴部縦折線31, 32, 33を介して胴部6を形成するところの正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5が接続している。

[0066] 正面パネル2、背面パネル4の上端には、頂部横折線34, 35を介して頂部8を形成するところの、互いに対向する一対の頂面パネル36, 37が接続し、右側面パネル3、左側面パネル5の上端には頂部横折線38, 39を介して頂部8を形成するところの、互いに対向する一対の折面パネル40, 41が接続している。折面パネル40, 41には、頂部斜折線42, 43が付与されている。また、頂面パネル36, 37と折面パネル40, 41の上端には、封止部横折線44, 45, 46, 47を介して封止パネル48, 49, 50, 51が接続している。

[0067] 正面パネル2、背面パネル4の下端には、底部横折線52, 53を介して底部7を形成するところの、互いに対向する一対の底面パネル54, 55が接続し、右側面パネル3、左側面パネル5の下端には、底部横折線56, 57を介して底部7を形成するところの、互いに対向する一対の内面パネル58, 59が接続している。

[0068] さらに、ブランクシート30Bの一側開放端縁には、サイドシール縦折線60を介してブランクシート30Bの他側開放端縁にシールされるサイドシールパネル61が接続している。

[0069] このように構成された、ブランクシート30Bの正面パネル2の上端に接続している頂面パネル36には、第1頂部角部11(A)となる、正面パネル2の頂部横折線34と、頂面パネル36と折面パネル40との間に有する頂部縦折線62との交点63に近接した位置に口栓取付用開口部64が形成されている。なお、ブランクシート30Bが、板紙素材とシーラント層との間にアルミシートを積層して形成されている場合には、ブランクシート30Bの板紙素材の部分をカットし、アルミシート部分を残した状態にし

て形成しても良い。

[0070] また、第1胴部角部12(A)を形成するところの、交点63に繋がる正面パネル2と側面パネル3の間の胴部縦折線31は、交点63又は交点63から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56に向かって延在し、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56との交点65に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする第1凹部16を形成するところの2本の凹部形成用折線部14, 15を有している。

[0071] 本例では、凹部16を形成するところの、2本の凹部形成用折線部14, 15の起点Sにあっては、正面パネル2の頂部横折線34と、頂面パネル36と折面パネル40との間に有する頂部縦折線62との交点63を起点Sとしているが、交点63から僅かに離れた位置を起点Sとしてもよい。

また、2本の凹部形成用折線部14, 15の終点Eにあっては、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56との交点65を終点Eとしているが、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56との交点65に至るまでの間の位置であればよい。

符号の説明

- [0072] 1 口栓付紙容器
2 正面パネル
2 a 頂辺
2 b 底辺
3 右側面パネル
3 a 頂辺
3 b 底辺
4 背面パネル
4 a 頂辺
4 b 底辺

- 5 左側面パネル
- 5 a 頂辺
- 5 b 底辺
- 6 胴部
- 7 底部
- 8 頂部
- 9 容器本体
- 10 口栓
- 11 頂部角部
- 11 (A) 第1頂部角部
- 11 (B) 第2頂部角部
- 12 胴部角部
- 12 (A) 第1胴部角部
- 12 (B) 第2胴部角部
- 13 (A) 第1底部角部
- 13 (B) 第2底部角部
- 14, 15 凹部形成用折線部
- 16 第1凹部
- 17, 18 凹部形成用折線部
- 19 第2凹部
- 20 盛り上がり
- 21 傾斜面
- 22 平滑面
- 23 空気溜まり
- 30 A、30 B ブランクシート
- 31, 32, 33 胴部縦折線
- 34, 35 頂部横折線
- 36, 37 頂面パネル

- 38, 39 頂部横折線
- 40, 41 折面パネル
- 42, 43 頂部斜折線
- 44, 45, 46, 47 封止部横折線
- 48, 49, 50, 51 封止パネル
- 52, 53 底部横折線
- 54, 55 底面パネル
- 56, 57 底部横折線
- 58, 59 内面パネル
- 60 サイドシール縦折線
- 61 サイドシールパネル
- 62 頂部縦折線
- 63 交点
- 64 口栓取付用開口部
- 65 交点
- 66 頂部縦折線
- 67, 68 交点
- S 起点
- E 終点
- F 液面

請求の範囲

- [請求項1] 正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な頂部とで構成される容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなり、
- 前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられており、
- 前記胴部は、前記正面パネル・前記右側面パネル・前記背面パネル・前記左側面パネル間に形成された4つの胴部角部の内、前記口栓が設けられた第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の第1胴部角部に、前記第1頂部角部又は前記第1頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの低辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第1底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする2本の凹部形成用折線部に囲まれた第1凹部が形成されていることを特徴とする口栓付紙容器。
- [請求項2] 前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっていることを特徴とする請求項1に記載の口栓付紙容器。
- [請求項3] 前記第1凹部は、起点から終点までの長さが前記胴部における前記正面パネルの高さの50%以上であることを特徴とする請求項1または2に記載の口栓付紙容器。
- [請求項4] 前記第1凹部は、その水平方向の最広部位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の10%以上30%未満であることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の口栓付紙容器。
- [請求項5] 板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、前記胴部を形成するところの、胴部縦折線を介して接続して

いる正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルと、前記頂部を形成するところの、前記正面パネル・背面パネルの上端に頂部横折線を介して接続している互いに対向する一対の頂面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの上端に頂部横折線を介して接続している互いに対向する一対の折面パネルと、前記頂面パネルと前記側面パネルの上端に封止部横折れ罫線を介してそれぞれ接続している封止パネルと、前記正面パネル・背面パネルの下端に底部横折線を介して接続している互いに対向する一対の底面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの下端に底部横折線を介して接続している互いに対向する一対の内面パネルとを備え、

前記正面パネルの上端に接続している頂面パネルには、前記第1頂部角部となる、前記正面パネルの上端の頂部横折線と、前記頂面パネルと前記一対の折面パネルのうちのいずれか一方の折面パネルとの間に有する頂部縦折線との交点に近接した位置に口栓取付用開口部が形成されており、

前記第1胴部角部を形成するところの、前記交点に繋がる前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の胴部縦折線は、前記交点又は前記交点から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線に向かって延在し、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線との交点に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記第1凹部を形成するところの2本の凹部形成用折線部を有する一枚のブランクシートから成形されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の口栓付紙容器。

[請求項6]

正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な四角形の頂部とで構成される容器本体と、前記頂部

に設けられた口栓とからなり、前記頂部は、正面パネル側が低く背面パネル側が高い傾斜面となっており、前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられていることを特徴とする口栓付紙容器。